

下関市役所本庁舎に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

下関市役所本庁舎に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和8年1月29日

下関市長 前田 晋太郎

1 公募に付する事項

(1) 名 称 下関市役所本庁舎に設置する自動販売機設置事業者

(2) 公募物件

プロ ック	物件 番号	設置場所	台数	自動販売機等の 設置場所の寸法		利用 可能 面積
				幅	奥行	
A	1	本庁舎西棟1階	1台	2.0m以内 (自動販売機本体 の幅は1.3m以内)	1.0m以内	2.0 m ²
	2	本庁舎駐車場1階	1台	2.0m以内 (自動販売機本体 の幅は1.3m以内)	1.0m以内	2.0 m ²
B	3	本庁舎西棟2階	1台	2.5m以内	1.0m以内	2.5 m ²
	4	本庁舎西棟5階	1台	2.5m以内	1.0m以内	2.5 m ²
	5	本庁舎東棟2階	1台	1.8m以内 (自動販売機本体 の幅は1.3m以内)	0.8m以内	1.44 m ²
C	6	本庁舎西棟3階	1台	2.5m以内	1.0m以内	2.5 m ²
	7	本庁舎東棟4階	1台	1.8m以内 (自動販売機本体 の幅は1.3m以内)	0.8m以内	1.44 m ²

注1 設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水、乳酸菌飲料、乳飲料等（以下「清涼飲料水等」という。）の自動販売機とする。

注2 本庁舎西棟、東棟及び駐車場の所在地は、下関市南部町1番1号である。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

注4 物件番号ごとに指定されている自動販売機等の設置場所の寸法の範囲内であること。なお、容器回収ボックスの設置場所については、利用可能面積の範囲内で、自動販売機の設置場所から離れた場所で別途指示する場合がある。

注5 本庁舎西棟については、今回公募する物件とは別に1階に1台、4階レストランスペースに2台、自動販売機が設置される見込みである。（別図1参照）

注6 本庁舎駐車場については、今回公募する物件とは別に5階に1台設置される見込みである。

注7 市民広場（屋外）に、1台設置される見込みである。

注8 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると下関市が判断した場合は、令和11年3月末までの期間において、各年度の範囲内での使用許可延長を可能とし、引き続き設置することができる。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所を有する個人（事業者に限る。）であること。

(4) この公告の日から見積り合せの日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 市税を完納していること。

(7) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者であること。

(8) 応募の日から過去3年間において下関市総務部資産経営課が行う自動販売機の公募で設置事業者としての決定の取消し又は使用許可の取消しを受けている者でないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市総務部資産経営課

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎東棟4階

TEL (083) 231-1150

FAX (083) 231-3158

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、複数条件設定による公募制とする。

(1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年1月29日（木）から令和8年2月18日（水）の午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、下関市ホームページからもダウンロードできる。

(2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

①提出書類

ア 応募申込書（法人は様式第1号、個人は様式第2号）

イ 応募申込書に記載している必要書類

②提出期限 令和8年2月18日（水）の午後5時まで

③提出場所 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参又は郵送（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 仕様等に関する質問の受付及び回答

①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式第3号）」によりFAX又はE-mailで行うこと。

②提出期限 令和8年2月10日（火）の午後5時まで

③宛 先 下関市総務部資産経営課

FAX (083) 231-3158

E-mail smkanzai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

④回答方法 質問の回答は、下関市ホームページにおいて掲載する。

※選考後仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(4) 応募申込書等必要書類の審査結果不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査結果、不適合と認め

られる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

②選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年2月24日（火）までに、説明を求める書面を提出することができる。

（5）応募申込書等必要書類の審査結果適合した者

①審査結果の通知

適合した者に対して、選考に必要な書類の提出を求める。なお、必要な書類の様式は郵便にて送付する。

②提出書類

ア 提出書類等一覧

イ 見積書（応募申込書により設置希望のあったブロックのみ。）

ウ 設置を予定している自動販売機のカタログ

※一旦提出いただいた見積書等（カタログを除く。）の、変更、取消し又は引換えには一切応じません。

③提出期限 令和8年2月27日（金）の午後5時まで（郵送の場合は必着）

④提出方法 持参又は郵送（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

6 選考日

令和8年3月2日（月）

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

（1）決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額のうち売上手数料総額を一定の基準に基づき加減点した金額が最高額で、かつ、下関市が予定する価格以上の者をそれぞれのブロックの設置予定事業者とする。設置する事業者がなるべく重複しないよう一定の基準を設けている。

（2）選考の概要

- ① Aブロックから順に設置予定事業者を決定する。
- ② 低価格で清涼飲料水等を販売する場合は一定の加点をする。
- ③ 災害対応型の自動販売機を設置する場合は一定の加点をする。
- ④ Aブロックの設置予定事業者はB・Cブロックで減点をする。
- ⑤ Bブロックの設置予定事業者はCブロックで減点をする。

(3) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、選考に参加した者全員に設置予定事業者名及び売上手数料総額を通知する。また、契約締結後、下関市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

(4) 選考審査

選考過程での加減点に係る問い合わせは一切受け付けません。

8 選考の無効等

次の見積は無効とする。

- (1) 選考に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) FAX又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積金額等必要事項の記載のない見積
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

9 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

物件番号ごとに販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

- ① 原則設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ② 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ④ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ 物件番号ごとに電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑦ 設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。

(3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

1 0 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する部分であり、「1公募に付する事項」中「(2) 公募物件」の表中に記載してある利用可能面積とする。使用料は、利用可能面積を基に下関市行政財産使用料条例（平成17年条例第91号）の定めるところにより算定した金額とする。(なお、使用料の算定に当たって、使用面積に1m²未満の端数があるときは端数を切り上げて計算する。)

※【参考】令和7年度の1m²当たりの行政財産使用料（年額）

本庁舎西棟及び東棟 19, 200円／m²

本庁舎立体駐車場 6, 216円／m²

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

1 1 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 売上手数料は、見積書に記載した「売上手数料総額」を36で除した金額（100円未満は切捨てる。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、第2回目から第36回目の納付額とし、その合計額と契約金額（「売上手数料総額」に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）との差額を第1回目の金額とする。
- (4) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

1 2 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費の使用料（実費弁償金）は、全額を設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

1 3 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。なお、水道配管はないため、カップ容器は不可とする。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。
- (6) 低価格で清涼飲料水等を販売することを提案した場合は、当該低価格清涼飲料水等の設置割合を遵守しなければならない。

1.4 維持管理責任

- 次のことを遵守すること。
- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。
 - (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
 - (3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
 - (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
 - (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

1.5 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りで

ない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

1.6 使用許可申請の手続き

(1) 設置予定事業者は、令和8年3月23日（月）までに、令和8年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）
- ② 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置が分かる図面。）

(2) 令和9年度及び令和10年度に契約更新を希望する場合は、本市が指定する期日までに当該年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。

(3) 次年度以降の契約更新を希望しない場合は、契約辞退・解除申請書（様式第5号）を提出すること。契約辞退・解除申請書の提出期限は以下のとおりとする。

令和9年度分 令和8年12月25日まで

令和10年度分 令和9年12月24日まで

1.7 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

設置事業者が、契約後その契約を解除しようとする場合（設置事業者が使用許可期間の更新を希望しない場合も含む。）は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

なお、下関市が認める場合を除き、使用許可期間の途中又は更新時において、公募のグループ内の一部署の自動販売機の設置を中止することはできない。

1.8 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格（1）から（5）までに該当しなくなった場合

(3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

(4) 設置（予定）事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

なお、設置事業者としての決定後の契約辞退又は使用許可の取消しを受けた場合、下関市総務部資産経営課が令和11年3月31日までの間に行う自動販売機の公募に参加できない。

1.9 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。
- (2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

2.0 その他

- (1) 使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 機構改革、庁舎整備等に伴う執務室の移動等が発生しても、売上手数料金額は変更しないものとする。
- (3) 庁舎整備等により、本書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

2.1 参考データ

- (1) 下関市役所本庁西棟に勤務する職員数（令和8年1月1日時点）

本庁舎西棟5階以上	約 70人
本庁舎西棟4階	約 40人
本庁舎西棟3階	約 170人
本庁舎西棟2階	約 310人
本庁舎西棟1階	約 180人
	計 約 770人

- (2) 下関市役所本庁東棟に勤務する職員数等（令和8年1月1日時点）

本庁舎東棟5階	約 60人
本庁舎東棟4階	約 60人
本庁舎東棟3階	約 80人
本庁舎東棟2階	約 110人
本庁舎東棟1階	約 80人
	計 約 390人

西棟5階は会議室が多く、会議や研修参加者の利用が見込まれる。また、西棟3階

は唐戸保健センターがあり、健診等での利用も見込まれる。

(3) 本庁舎駐車場の駐車台数等

6階及び屋上階（公用車駐車用） 約130台

2階から5階（一般車両用） 約200台

24時間、年中無休営業のため、市役所開庁時間帯以外及び閉庁日の使用も見込まれる。駐車場1階から5階まで東棟1階から4階と連絡通路で接続している（駐車場3階と4階は東棟3階と接続）。なお、令和5年度及び令和6年度の1日利用台数の平均は、約700台。

(4) 過去2か年の売上額

（単位：円）

設置場所	台数	令和6年	令和7年	備考
本庁舎西棟1階	1台	2,206,030	2,033,460	1階には別途1台 自販機あり
本庁舎駐車場1階	1台	1,175,650	1,157,330	
本庁舎西棟2階	1台	1,323,230	1,287,290	
本庁舎西棟5階	1台	831,780	706,630	
本庁舎東棟2階	1台	818,200	654,150	
本庁舎西棟3階	1台	1,972,770	1,988,800	
本庁舎東棟4階	1台	400,220	396,140	
合計	7台	8,727,880	8,223,800	

(5) 設置場所に係る図面

別図1及び別図2参照